

東豊中町6-1地区緑地協定（抜粋）



（目 的）

第1条 この協定は、東豊中町6-1地区が四季を通じて緑に包まれ、潤いのある快適な地域とするため、協定の区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進を図り、協定に関わる人々が自らその保護育成に努めるために必要な事項を定めることを目的とする。

（緑化に関する事項）

第6条 土地所有者等は次の各号により、第1条の目的を達成するため、地区内の緑化を行うものとする。

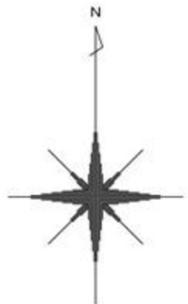
- 一 各戸の敷地面積に対し10%以上緑化すること。（緑化には、芝・地被類を含む）
- 二 開発道路に面する敷地内に緑化を進めるため幅100cm程度は緑化に努めること。ただし、出入口、車庫等に用いる部分はこの限りでない。
- 三 各戸の敷地においては、市道（東豊中団地熊野町線）及び開発道路沿いの境界付近に、ポイント的に中高木を植栽するよう努めること。

特に、市道（東豊中団地熊野町線）に面する各戸の敷地については、生垣を主体とし、中高木の植栽等を行うこと。ただし、人の出入口に用いる部分はこの限りではない。

- 四 道路に面した部分に、垣・柵を設ける場合は、生垣または透視可能な柵等を併用したものとすること。ただし、出入口、車庫等に用いる場合はこの限りではない。

（植栽樹木の維持及び管理）

第7条 土地の所有者等は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう、植栽した樹木を良好に維持・管理するよう努めなければならない。



記号	名称
	緑地協定区域